

1. 件名：日本軽金属（株）の不適切行為（変圧器放圧板）に関する東京電力ホールディングス（株）の調査状況の報告について

2. 日時：令和3年8月3日 13時30分～14時00分

3. 場所：実用炉監視部門会議テーブル

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部 保守管理グループ 副長ほか2名

5. 要旨

（1）東京電力から、日本軽金属株式会社（以下「日本軽金属」という。）名古屋工場  
で不適切行為のあったアルミ板製品について、柏崎刈羽原子力発電所及び福島第一  
原子力発電所での使用状況及び使用にあたっての健全性の確認状況について、提出  
資料に基づき以下のとおり説明があった。

- 柏崎刈羽原子力発電所3号機の起動変圧器1台、福島第一原子力発電所の所  
内共通変圧器2台の負荷時タップ切換器の放圧板に使用されていることを調  
査により確認した。
- 当該の起動変圧器及び所内共通変圧器については、軽金属学会の知見、日本  
軽金属による追加試験結果及び定期検査等による機器設置後の健全性確認か  
ら継続使用しても問題ないと判断した。

（2）原子力規制庁より、今後新たに不適切な事案が確認されたら報告することを依  
頼した。

6. 提出資料

資料1：日本軽金属株式会社の不適切行為（変圧器放圧板）に関する調査状況の  
報告について

以上